主文被告人Aの控訴を棄却する。

理 由

弁護人前堀政幸の控訴趣意第二点について

(一) 原判決が被告人Aの原判示第二の所為に対する法律の適用を示すに当り経済関係罰則の整備に関する法律第五条とのみ記載し、同条の何項に当るか又同法第二条の賄賂か第三条のそれかを判文に明示していないことは所論のとおりであるけれども、右法文の内容と原判示事実とを照し合わせて見ると、原判決が同被告人の右所為を同法第二条の賄賂を供与したものとして同法第五条第一項を適用した趣旨であることが自ら明らかであるから、原判決に所論のような法律適用に関する理由不備があるとはいえない。従つてこの点の論旨は理由がない。

〈要旨〉(二) 経済関係罰則ノ整備二関スル法律第二条は

又普通銀行等の金融機関のなす資金の融通については、金融緊急措置令施行規則 (昭和二一年大蔵省令第一二号) 第一三条第二項の規定によつて制定せられた昭和 二二年三月一日大蔵省告示第三七号金融機関資金融通準則が今なお存在し、これが右施行規則と相俟つて金融緊急措置令第六条の内容を補充しているものであるか ら、前示資金の融通に関し金融緊急措置令に基く統制が現存し、普通銀行等の金融 機関は資金融通の面において右法規による統制に関する業務を為すものと解すべき 従つて、普通銀行等の金融機関は経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律第 にいわゆる経済の統制を目的とする法令により統制に関する業務をなす会社等に該 当し、銀行職員の従事する資金融通に関する事務はとりもなおさず右統制に関する 業務に相当するものといわなければならない。尤も右準則第一総則第一項において 普通銀行等の金融機関は資金の融通をなすに当り自主的にこれが規則を行わなけれ ばならない旨を定めていることは所論のとおりであるが、これは国が金融機関の自 主性の自覚に訴え円滑に融資の規正を行わしめようとしたがためであつて、もとよ り専恣な規正を許したわけでもなく又必ずしも金融上の統制の重要性を低く評価し たためでもないと解するから、右のような法文があるからといつて、所論のように 金融機関が法規による統制に服するものではないと解することはできないし又右金 融の統制は刑罰をもつて統制業務遂行を内容とする職務の公正を守らなければなら ない程の強い公益性を認めていないとはいえないのである。

しかして、原判示によると、Bは京都市 a 区 b 株式会社 C 銀行 D 支店長として、原判示によると、Bは京都市 a 区 b 株式会社 C 銀行 D 支店長として、原判示によるとによるというできた。 B は京都市 a 区 b 株式会社 C 銀行 D 支店長として、原判示によるというできた。 B は京都市 a 区 b 株式会社 C 銀行 B によるといるのまた。 B に対するであるのです。 B に対するのであるのでは、 C 銀行 C 銀行 C また。 B に対するのでは、 C 銀行 C また。 C 銀行 C また。 B に対するをは、 C 銀行 C また。 B に対するをは、 C 銀行 C また。 B に対するをは、 C また。 B に対するをは、 C また。 B に対するをは、 C また。 B に対するをは、 C また。 B には、 C また。 C また。 B には、 C また。 B にはいる。 C また。 B

同法第五条の贈賄罪に問擬した原判決は正当であつて、これと見解を異にする論旨には賛同できない。 (その他の判決理由は省略する) (裁判長判事 荻野益三郎 判事 井関照夫 判事 竹中義郎)